

改正 平成15年6月25日条例第29号

平成17年3月17日条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示等（第5条—第14条）

第3章 情報公開審査会（第15条—第22条）

第4章 出資団体等及び補助団体等の情報開示（第23条・第24条）

第5章 補則（第25条—第29条）

附則

町が保有する情報は、町民共有の財産であり、これを広く公開することは、民主主義の原理及び地方自治の本旨に由来する開かれた町政を推進していくために不可欠であると考えます。

今日、地方分権の推進など町政を取り巻く環境が大きく変化し、町民による行政参加と監視の観点から情報の公開の重要性がますます高まっており、公文書の開示制度に加えて情報提供の積極的な推進など情報公開制度全般にわたる一層の整備、充実が求められています。

情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を保障するとともに、町政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、そして、町民参加を促進するものでなければなりません。

このような考え方に立って、町政に対する理解と信頼を深め公正で民主的な町政を確立するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公文書の開示を請求する権利を明かにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の理解と信頼を深め、町政参加の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した町民本位の開かれた町政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、作成したものについては決裁等の手続、取得したものについては供覧等の手続を終了し、実施機関において管理しているものをいう。

（3） 公文書の開示 実施機関が公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利及び要望を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例の目的を達成するため、情報の公開とあわせて町民が必要とする情報を積極的に提供しなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないようにしなければならない。

ならない。

第2章 公文書の開示等

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示の請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第6条 公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の件名又は内容その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示請求に対する決定)

第7条 実施機関は、前条の請求書の提出があつたときは、提出があつた日の翌日から起算して14日以内に当該開示請求に係る公文書を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該決定に係る開示請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定が開示請求に係る公文書を開示しない旨の決定(第11条の規定による部分開示の決定を含む。)であるときは、その理由を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部について開示可能となる時期が明らかであるときは、併せてその旨を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該決定を行うべき期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨及びその理由を請求者に速やかに通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第8条 実施機関は、前条第1項の決定(以下「開示等決定」という。)をするに際して、開示請求に係る公文書に町及び請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第10条第1項各号の規定によりこれを開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えるものとする。
- 3 実施機関は、前2項に定める手続を終え、当該公文書を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が不服申立手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。

(開示してはならない公文書)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは開示してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる情報は除く。

- (1) 法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定により何人でも閲覧することができる情報
 - (2) 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - (3) 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの
 - (4) 公務員の職務執行に関して記録された情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であつて、開示することにより当該公務員個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがないと認められるもの
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に、法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない。

(開示しないことができる公文書)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以

下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものが記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる。ただし、当該情報が次の各号の一に該当するものであるときは、この限りでない。

- (1) 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、開示することが必要であると認められるもの
 - (2) 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から、人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められるもの
 - (3) 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から町民の生活を保護するために、開示することが公益上必要であると認められるもの
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に、次の各号の一に該当する情報が記録されているときは、当該公文書に係る公文書を開示しないことができる。
- (1) 国等関係情報 町と国、他の地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）等の間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれのあるもの
 - (2) 公共安全維持情報 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
 - (3) 意思形成過程情報 町の内部又は町と国等との間における審査、検討、協議、調査、研究等の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより町の意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
 - (4) 行政運営情報 契約の予定価格、争訟の処理方針、交渉の方針、不動産の買収計画、試験問題及び採点基準、職員の身分取扱いその他町又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
 - (5) 合議制機関情報 町の委員会及び委員並びに執行機関の附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関」という。）の会議に係る情報であって、開示することにより当該合議制機関の公正又は円滑な活動が損なわれるため、当該合議制機関が定める規則その他の規程、議決又は決定により開示しない旨を定めたもの
 - (6) 任意提供情報 公にしないことを条件として、個人又は法人等から任意に町に提供された情報で、当該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの
- (部分開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときには、当該公文書の非開示情報を除いた部分について開示するものとする。

(公文書の開示の実施)

第12条 公文書の開示は、実施機関が第7条第2項の通知の際に指定した日時及び場所において行うものとする

- 2 実施機関は、公文書の開示をする場合において、当該開示公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、前条の規定による部分開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の閲覧による開示に代えて、当該公文書の写しにより公文書の開示をすることができる。

(費用の負担)

第13条 この条例に基づく公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とし、規則で定める。

(不服申立てに関する手続)

第14条 実施機関は、開示等決定に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合においては、不服申立てが不適法であり、却下するときを除き、浦幌町情報公開審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

第3章 情報公開審査会

(審査会の設置)

第15条 前条の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、町長の附属機関として、浦幌町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第16条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長及び副会長)

第17条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第18条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

(審査会の庶務)

第19条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(審査会の調査権限等)

第20条 審査会は、必要と認めるときは、実施機関に対し、開示請求に係る公文書の提出を求め、不服申立人に閲覧させずにその内容を調査することができる。この場合において、実施機関は、当該公文書の提出を拒むことはできないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要と認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者から意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができるものとする。

(秘密の保持)

第21条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(会長への委任)

第22条 第15条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 出資団体等及び補助団体等の情報開示

(出資法人等の情報開示)

第23条 町が出資している法人等であって、当該法人等の資本金、基本財産又はこれらに類するものの4分の1以上の額を町が出資しているもの（以下「出資法人等」という。）は、経営状況を説明する情報で町民その他町政に関係を有する者（以下この条及び次条において「町民等」という。）が必要とするものを、町民等に開示するよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等が保有する情報であって実施機関が公文書として保有していないものについては、第6条の規定に基づき町民等から開示請求があった場合において、当該出資法人等の保有する情報が第9条各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該出資法人等から当該情報を取得して、開示決定をするよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による開示の実効性を確保するため、当該開示の具体的内容、方式、手続等について定める協定（これに類するものを含む。）を出資法人等と締結するなど必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(補助団体等の情報開示)

第24条 町から補助金等を受けている法人等（以下「補助団体等」という。）は、当該補助金等の内容及び用途に関する情報で、町民等が必要とするものを町民等に開示するよう努めるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する情報であって実施機関が公文書として保有していないものについて、第6条の規定に基づき町民等から開示請求があったときに準用する。

- 3 町長は、補助団体等に対して補助金等の交付を行うときは、第1項の規定による開示の実効性を確保するため、当該開示の具体的内容、方式、手続等に関する条件を補助団体等に付するなど必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 補則

(他の制度との調整)

第25条 この条例は、法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他写しの交付手続きが定められている公文書については、適用しない。

- 2 この条例は、浦幌町図書館その他町の施設が一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(公文書の目録等の作成)

第26条 実施機関は、公文書の目録等の資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第27条 町長は、年1回、各実施機関の公文書の開示に関する実施状況を取りまとめて公表するものとする。

(情報公開の推進)

第28条 実施機関は、総合的な情報公開制度を推進するため、開示請求によるもののほか、積極的に情報の提供及び公表の整備充実を図り、町政に関する正確で分かりやすい情報を町民が得られるよう努めるものとする。

(委任)

第29条 この条例(第15条から第22条を除く。)の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この条例は、平成13年10月1日以降に作成し、又は取得した公文書に適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成13年9月30日以前に作成し、又は取得した公文書で、保存期間が永久保存と定められている公文書及び開示のために整理が終わったものとして実施機関が指定したものについては、その指定した日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定については、この限りでない。

(1) 第23条第2項に規定する出資法人等が保有する情報であって、実施機関が公文書として保有していないものに係る同項の規定

(2) 第24条第1項に規定する当該補助金等の内容及び使途に関する情報で町民等の必要とするものであって、実施機関が公文書として保有していないものに係る同条第2項の規定

附 則 (平成15年6月25日条例第29号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月17日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。